

## 【参考】前期（令和2・3年度）委員会 要望書（抜粋）

## 最重点要望項目

## 【財源・全体】

- 薬価等引下げ財源の本体への充当
  - ・薬価等引き下げによる財源を技術料として診療報酬本体に戻す。
- 医師の働き方改革
  - ・医療従事者の負担軽減・働き方改革への入院基本料の引き上げを含む十分な財源の確保と、さらに改革を押し進める誘導策となる点数設定や配置基準の緩和を求める。
- 新型コロナウイルス感染症対策の評価
  - ・地域医療を守るため全ての医療機関に対する支援のさらなる強化・拡充を求めるとともに、コロナ患者及びコロナ後の患者を受け入れる外来及び入院医療機関にはさらなる評価を求める。
  - ・次回改定では要件や施設基準の緩和はあっても、さらなる厳格化は実施されるべきではなく、医療機関を支える改定が必要。
  - ・臨時的な取扱いとして示された乳幼児感染予防策加算（100点）、医科外来等感染症対策実施加算（5点）、入院感染症対策実施加算（10点）の継続と院内トリアージ実施料の対象拡大と点数引き上げ。
  - ・鼻腔・咽頭拭い液採取料の増点。

1

## 【基本診療料】

## (1) 初再診料・外来診療料

- 初診料、再診料、外来診療料の評価
  - ・初・再診料は以前から基本的な診療行為の費用を一括して基本診療料として支払う方式が取られているが、その包括される内容が時代や環境の変化により年々膨張していることを踏まえ、それに見合う引き上げが必要である。特に、新型コロナ禍での再評価を求める。
  - ・外来診療料の包括範囲を是正すべき。（皮膚科軟膏処置、創傷処置、爪甲除去など）
- 機能強化加算（初診料）
  - ・かかりつけ医機能としてのハードルが高く、さらなる緩和を求める。
  - ・かかりつけ医機能の評価に日医かかりつけ医機能研修制度が加味されることを求める。
- 外来管理加算（再診料）
  - ・懇切丁寧な説明を行った場合は、処置、検査等の有無にかかわらず算定可とすべき。
  - ・外来管理加算と処置料等の不合理是正（外来管理加算より低い処置料等の引上げ）
- 乳幼児加算（初診料、再診料、外来診療料）の増点。
- 同一医療機関における同一日複数科受診
  - ・それぞれの診療料において初再診料等を算定可能とするべき。

2

## (2) 入院料

- 新型コロナ禍での入院基本料の再評価を求める。
- 入院中の患者の他医療機関受診
  - ・医療機関の連携や患者が専門的医療を受けることを促進するためにも、減算措置は廃止すべき。
- 有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料
  - ・入院料の引き上げ。
  - ・有床診療所入院基本料1、2、3の要件見直し。
  - ・有床診療所療養病床入院基本料の「注6」救急・在宅等支援療養病床初期加算の名称変更と点数・日数の引上げ。
  - ・看取り加算の日数要件の緩和または撤廃。
  - ・有床診療所入院基本料の「注4」夜間緊急体制確保加算の点数の引上げ。
- 医師事務作業補助体制加算
  - ・点数の引き上げ。
  - ・回復期、慢性期、有床診療所等で算定できるような要件の変更・緩和及び簡素化。
- 地域医療体制確保加算
  - ・救急搬送2,000件以上の要件を満たしていない病院も評価の対象とする。
  - ・評価の増点。
- 入院時食事療養及び入院時生活療養は物価、消費税、人件費等の上昇により是非とも再評価が必要である。

## **【特掲診療料】**

### (1) 医学管理

- 特定疾患療養管理料の見直し
  - ・月1回450点の算定を可能とする。あるいは現状に見合った算定方法と点数に変更する。
  - ・対象疾患の拡大。
- 小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料
  - ・増点および算定要件の変更（高点数検査等を包括範囲から除外）。
- 消化器内視鏡機器等の洗浄・消毒に係る費用の評価（新設）
- アレルギー性疾患に係る免疫療法指導管理料の評価（新設）

### (2) 投薬

- 処方料、処方箋料等の見直し
  - ・処方に際しては、問診、診察、検査を踏まえて十分に考え、薬効、副作用についても説明して処方しているが、現在の評価は十分とは言えない。
- 多剤投与減算の廃止（7種類以上の内服薬投与時の処方料、薬剤料、処方箋料の減算の廃止）

### (3) 精神科専門療法

- 精神科専門療法における同一日/同一週併算定を不可とする要件の緩和。

#### (4) 処置

##### ○人工腎臓

- ・ 効率性を基にした点数設定の撤廃。
- ・ 全体的な点数引き上げと加算の見直し（時間外加算と休日加算とを分ける、要介護認定者を障害者等加算に追加する。）。

#### (5) 手術

##### ○総論

- ・ 手技料に包括され償還されない材料を多く使用する材料については加算を増点して評価すべき。

##### ○手術通則 12

- ・ 休日加算Ⅰ、時間外加算Ⅰ及び深夜加算Ⅰを地域の中核病院においても算定できるよう施設基準を緩和する。